

# 児童手当制度のご案内

平成24年4月1日に児童手当法が改正され、次のとおりとなっております。

## 【支給対象児童について】

中学校修了前（満15歳の最初の3月31日）までの間にあり、国内に居住する児童。

## 【受給者について】

児童を監護し生計が同一である父または母のうち、所得の多い方。または父母以外で児童を養育している方。離婚協議中の場合やDV被害者の場合は、児童と同居している方に支給されます。

ただし、児童が児童福祉施設等に入所している場合は、保護者ではなく施設長に支給されます。

公務員については所属庁より支給されます。

## 【必要な手続きについて】

お子さんが生まれたり、他の市町村から転入した時は、「認定請求書」の提出が必要となり、原則として申請月の翌月分からの支給となります。出生日、転入した日の15日以内に手続きが必要です。（公務員になった場合、公務



員でなくなった場合はその翌日から15日以内に手続きが必要です。）

また、毎年6月に所得状況等を確認するために、全受給者は「現況届」の提出が必要です。

## 手当月額について

対象	手当月額	
0歳～3歳未満	15,000円	
3歳以上小学校修了前	第1・2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
	中学生	10,000円
所得制限限度額以上の場合	5,000円	

※第1子等の数え方は、18歳の3月31日までの間にある児童の数で数えます。

※扶養親族数に応じて設けられた所得制限限度額についてはお問い合わせください。

## 【支給時期について】

原則として、6月、10月、2月に前月分までの手当を支給します。

## 【保育料の徴収について】

保育所保育料の滞納者に対し、児童手当から直接保育料を徴収することがあります。

該当者については、支払月が近くなりましたらご連絡します。

## 【問い合わせ先】

住民生活課児童係

## 児童手当「現況届」の提出を忘れずに

児童手当を受けている方は、役場から送付された現況届に6月1日現在の状況を記入し、6月30日(月)までに提出してください。提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。また、提出が遅れると10月の支給日に支給できなくなります。

## 【提出書類】

### ①現況届

(町より送付されます)

## ②受給者(保護者)の健康保険被保険者証(健康保険証)の写し

事業所名称が記載されていない場合は、写しの余白に事業所名をご記入ください。

## ③所得証明書

平成26年1月1日時点で八雲町に住所がない場合は、前住所地の市町村より「平成26年度所得課税証明書」を父母ともに1通ずつ取り寄せてください。

## ④監護・生計同一申立書(窓口にあります)

養育している児童と別居している場合は、申立書と併せて、別居先の世帯全員分の住民票の写し、児童の保険証の写しを提出してください。支

給対象でない中学校修了後の児童についても提出が必要な場合があります。

## 【提出先】

・住民生活課児童係 (窓口5番)

・熊石総合支所

・落部支所 住民サービス課

※郵送される場合は、住民生活課児童係へ送付してください。

## 【子育て世帯臨時特例給付金について】

現況届と併せてご案内をお送りしますのでご確認ください。

## 【問い合わせ先】

住民生活課児童係

## 広報やくも5月号のお詫びと訂正について

広報やくも5月号に、表記の誤りがございました。深くお詫び申し上げます。つきましては、該当箇所を下記のとおり読み替えていただきますようお願い申し上げます。

### 【訂正箇所】

広報やくも5月号4ページ  
「平成26年春の叙勲  
受章おめでとうございませう」  
長谷川洋二さん(山越)  
【旭日双光章(自治功労)】  
文章4行目  
【誤】高慢  
【正】高邁